会 議 録

会	司	議 名		第2回協働事業における契約のあり方等検討小委員会
事	 務		局	市民部 コミュニティ文化課
開	催	日	時	平成23年7月28日(木)午後6時31分~午後8時29分
開	催	場	所	前原暫定集会施設B会議室
出	席	委	員	安藤雄太小委員長 川合彰委員 吉田孝委員 堀井廣子委員 山路憲夫委員
欠	席	委	員	なし
説	明		者	小金井市総務部管財課長 藤本裕
事	務	局	員	1 小金井市 コミュニティ文化課長 鈴木茂哉 コミュニティ文化課文化推進係主事 岩佐健一郎 コミュニティ文化課文化推進係主事 高野修平 2 小金井市社会福祉協議会 小金井市市民協働支援センター準備室 市民協働推進員 加藤進 市民協働推進員 佐藤宮子
傍	聴の)可	否	可
	不可。			傍聴者数 2人
会	議	次	第	(1)協働事業における委託契約について ア 契約に関する現行の法体系等について イ 協働事業における現行委託契約等の問題点 ウ 「協働契約書」について エ 「協働契約書」に至るまでの間の「協定書(役割分担 表、合意書等を含む)」の採用について (2)管財課長による現行の契約方法の説明
会	議	結	果	別紙のとおり

会議要旨	別紙のとおり
提出資料	(1) 第2回小委員会検討資料(2の1) (2) 契約方法について(2の3) (3) 委託契約書(雛型)(2の3) (4) 業務委託契約書(約款)(2の4) (5) 小金井市契約事務規則(2の5) (6) 地方自治法(抜粋)(2の6) (7) NPOと行政のパートナーシップは成り立つか!? 東京ボランティア・市民活動センター研究年報2005(2の7) (8) 対等なパートナーシップに基づく「協働契約」のあり方の研究報告書(2の8) (9)相模原市協働事業提案制度事業の実施に関する協定書(雛型)(平成23年5月25日開催第6回検討委員会資料)(6の7) (10) 国分寺市○○○事業に対する協定書(平成23年5月25日開催第6回検討委員会資料)(6の9)

第2回契約小委員会会議結果

管財課長に参考人として出席を要請し、次のような議論をした。

- 1 管財課長から契約に関する現行の法体系等について説明を受けた。
- 2 実際に委託契約を締結している立場から、現行委託契約の課題等の説明があった。
- 3 契約全般について、管財課長に対する質疑を含めて議論した。
- 4 管財課長から現在の契約方法の説明を受け、議論した。

第2回契約小委員会会議要旨

[小委員長] 今回は管財課長に出席してもらっている。現行の契約の仕組みなどを勉強していきたい。また、民間レベルで検討しているものも資料として出されている。

「事務局」 (資料説明)

「管財課長」 (資料説明)

[小委員長] 委託契約を結んでいる立場で、どのようなことが課題か。

[委員] 地域の団体としての児童館事業をやるのがとても意味があると思ってプロポーザルに参加した。スタートの段階では、当方としては協働の意識は持っていたが、5年間実際やってみて違うということが分かった。

また、委託契約は単年度契約である。職員を雇っているので、継続して契約 してもらえるように努めた。私たちが始めたことだから、市民に評価してもら いたいということもあった。

[小委員長] 協働契約が実現したときは、例えば5年契約を明文化させるのも一つの方法だ。

[委員] 仕事の中身にもよるし、市民が望むかどうかもある。

[小委員長] 契約期間の問題に加えて、第三者による事業評価の問題がある。これが仕組みなり契約の中に入るかどうかが重要だ。資料の横浜市の研究報告書では、一方的に評価されるのではなく、双方で評価しそれを第三者が評価する仕組みなりを入れられるかが非常に重要だと思う。現在かかわっている狛江市では、双方で評価したものを条例により設置された第三者による審議会で評価している。補助金も評価する。

[小委員長] 協働事業の契約についてはどのような課題があるか。

[委員] 仕様書をお互いにつくっていく、また行政はお金を出す役割、市民団体は運営する役割ということで役割分担すると考えれば、ある程度は対等な関係を築けると思う。もう一つは、事業者を決定するうえで、プロポーザル方式の採用である。

「小委員長」 プロポーザル方式の性質は何か。

[管財課長] 随意契約の一種である。プロポーザル方式には、公募型と指名型の2種類ある。内容によって、広く応募した方がよいか、ある程度絞った方がよいかで選んでいる。

「委員」 プロポーザル方式のガイドラインがあるのか。

[管財課長] ガイドラインを制定し、これに該当するような案件であれば、 プロポーザルの手法をとる。提案してもらう要素が多いものについては、プロ ポーザル方式をとっている。 [委員] 公募型プロポーザル方式と一般競争入札を分ける基準は何か。

[管財課長] 企画提案を受けて選ぶのに適した、計画の策定業務のようなものは、プロポーザル方式、仕様の中身がかっちりはまるような業務の委託については、競争入札の方法をとっている。

[委員] 委託契約で発生した権利はどうなるか。

[小委員長] 今のままだと市の権利になる。

[事務局] 先進市の例としては、協働事業により新たに発生した成果についての権利は、両者に帰属するとしている例や、市に帰属するが協議により相手方に与えることもできるとしている例もある。

[小委員長] 地域によっては、前者に統一されつつあるのではないか。

[小委員長] 委託契約の場合、トータルでこの金額でやってほしいということで、万一余った場合には、他の経費に運用できる。これに対して補助金の場合は、余ったら返還するのが普通ではないか。

[管財課長] 委託契約はその期間内に業務を履行するものであり、返金はない。別な状況が生じた場合は、それが認められるものであれば変更契約になる。逆に補助金の場合は、最終的に報告書を出して精算をする。

「小委員長」 管財課長に現在の契約の状況を説明してほしい。

「管財課長」 (説明)

小金井市においては、協働についての契約を念頭に置いた契約手法を検討していない。議論していただいた中で、意見をいただきたい。

[小委員長] リース契約を除いて契約は基本的に1年契約とのことだが、 どうすれば複数年契約が可能か。

[管財課長] 工事などで、年度をまたがないとできないものは、債務負担 行為により複数年契約をする。

[委員] 今日の話を聞いていると、プロポーザルである程度枠がはめられ、 仕様書で何をやるかを示され、持ち味を生かしてやることができにくい構図に なっている。やはり契約の中身はある程度対等で決めていかないと、難しい。

[小委員長] その部分は発注側が変えていかないといけない。

[小委員長] 協働事業については、評価委員会が必要だ。第三者が外から見て、成果が上がっているかどうか評価できるところがほしい。

[委員] 仮に協働契約書のような体裁が整ったとしても、NPO側も成熟しなければならないし、市民意識も変わっていかないといけない。

[委員] 協働事業をしている側からすると、単年度契約は非常にやりにくい。地方自治法上の事情は分かるが、複数年契約について、何らかの約束をする仕組みがほしい。

「小委員長」 委託事業で、行政の資金だけではなく、民間資金も活用でき

ないかという問題がある。それが駄目だという根拠もないと思う。いわゆる負担金の考え方である。なぜそのようなことを言うかというと、例えば支援センターを考えた場合、委託金の範囲でやったら、柔軟に回らない。その場合、事業収入なり寄付金なりの民間財源を持ち込む必要がある。それが協働の重要な部分にもなってくる